

■令和 7 年 4 月 2 日 定例記者会見内容

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 2 日（水）11：00～11：40
- 2 場 所 市役所本庁舎 3 階 第三委員会室
- 3 出席者 ○市長、副市長、総務部長、企画部長、健康福祉部長、教育次長、学校教育課長、市長公室長
○酒田記者クラブ／各社
幹事社／山形新聞・Y T S

■市長発表事項

1 復旧・復興事業の進捗等実施状況について

市長／復旧・復興事業の進捗等実施状況についてでございます。

昨年 7 月 25 日からの大雨による災害から 8 か月余りが経ちました。お亡くなりになられた方のご冥福を改めてお祈りするとともに、被災されました全ての方々に重ねてお見舞いを申し上げます。

これまで復旧・復興のために力を尽くされてきました被災者の皆様、そして、被災者の皆さんを支援してくださっている皆様に心から敬意と感謝の意を表します。

本日は、その復旧・復興事業の進捗等実施状況について発表させていただきます。

まず 1 点目として、ソフト面、つまり酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターの取り組み状況について、ソフト面の支援について、取り組み状況をご説明いたします。配布資料をご覧ください。

酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターは、被災された方々が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるように、孤立防止のための見守り支援や、日常生活上の相談をお受けするとともに、被災された方々を関係支援機関へつなぐなどの支援を行うことを目的として設置したものであります。

初めに、訪問対象世帯数でございます。こちらは 256 世帯となっております。主に準半壊以上、いわゆる床上浸水の被災世帯 256 世帯を、訪問対象世帯としておりますが、一部損壊、いわゆる床下浸水の世帯に対しても、電話等での要望があれば訪問し相談を受けております。

ご覧のとおり世帯分離等によって、世帯数は毎月変動しております。令和 7 年 3 月末の訪問対象世帯数は、今申し上げましたように 256 世帯で、その内訳は、みなし仮設が 8 世帯、在宅が 210 世帯、公営住宅等が 38 世帯でございます。公営住宅等の内訳については、市営住宅が 30 世帯、県営住宅が 5 世帯、県職員公舎が 3 世帯の計 38 世帯となっております。

被災から 8 か月が過ぎ、少しずつではございますが、在宅に戻られた世帯が増えてきているということが、資料から分かります。

続きまして、訪問等件数でございます。訪問等件数は、昨年 11 月末からの合計で延べ 854 件となっております。訪問等件数のその他については、電子メールでの件数でござい

ます。

続きまして、相談内容でございますが、多い相談内容としては、これまでも述べてきましたが、今後の住まいの再建に関する不安など、居住関係の相談が延べ 203 件、被災された住宅で過ごすためにファンヒーターや電気ストーブの要望など、越冬に関する相談が延べ 116 件、被災前と大きく異なった環境に置かれたことにより、健康に不安を抱えるなど、健康・医療関係の相談が延べ 96 件となっております。

暖かくなってきたこともあり、越冬に関する相談は減っておりますが、依然として、住まいの再建に関する相談が最も多くなっております。

それから相談内容のその他につきましては、多岐にわたっておりますが、例えばペットに関すること、除雪に関すること、自家用車に関することなどの相談をいただいております。

続きまして見守り区分でございます。こちらは初めて皆様にご提示させていただくものであり、2 月の訪問から、この見守り区分の判定をさせていただいております。

見守り区分の判定とは、地域支え合いセンターが、戸別訪問調査の際に、アセスメントシートを使用し行っているものであります。

具体的には、訪問時などに被災された方に話を聞くことにより、アセスメントシートを用いて、被災世帯の状況を点数化いたします。アセスメントシートの設問では拾い切れない世帯の状況や環境、困りごとなどを踏まえて、生活支援相談員が 1 次判定を行います。その後、1 次判定を基に地域支え合いセンター内でミーティングを行い、様々な状況を踏まえた上で、総合的に見守り区分の最終判定をしております。

見守り区分は主に訪問頻度の目安を判定するために行っておりまして、A が重点訪問として 1 か月以内に再訪問、B が定期訪問として 2 か月から 3 か月以内に再訪問、C が不定期訪問として 3 か月から 4 か月以内に再訪問、D が訪問の必要なしという判定でございます。ただこの区分につきましては、当然支援状況を見ながら変更もあり得るものでございます。

3 月末時点での見守り区分については、A の重点訪問の世帯が 40 世帯で、構成比 15.6%、B の定期訪問の世帯が 68 世帯で構成比 26.6%、C の不定期訪問の世帯が 29 世帯で、構成比 11.3%、D の訪問の必要なしが 1 世帯で、構成比 0.4%、未訪問、調査中等の世帯が 118 世帯で、構成比 46.1%となっております。

続きまして再建支援区分でございます。こちらは前回の記者会見時にお話しさせていただきましたが、被災された方が抱える多様な課題について、よりきめ細やかな支援ができますように、住まいの再建にあたっての支援が必要か否か、それから日常生活の自立にあたっての支援が必要か否か。この 2 つの軸でアセスメントを実施して支援していこうとするものでございます。この区分については、酒田市の担当者と地域支え合いセンターの担当で構成する被災者支援ケース検討会議で判定を行っております。

3 月末時点での再建支援区分につきましては、再建可能世帯が 27 世帯で構成比 10.5%、日常生活の支援が必要な世帯が 9 世帯で構成比 3.5%、住まいの再建の支援が必要な世帯

が 17 世帯で構成比 6.6%、そして日常生活・住まいの再建、ともに支援が必要な世帯が 10 世帯で、構成比 3.9%、未判定が 193 世帯で構成比 75.5%となっております。

これまでの本市の現状としては、住まいの再建支援世帯が多いということが理解できると思います。今後も、地域支え合いセンターの訪問等を通じて、被災世帯の状況を把握した上で、住まいの再建支援策について、必要に応じて検討していかなければならないと考えております。

ソフト面の最後ですが、ふるさとカフェ等の開催実績でございます。ふるさとカフェは、被災された方々同士、または避難先の住民との交流の促進、それから地域情報の提供を目的に開催しているものであります。

昨年 12 月に 1 回目のふるさとカフェを八幡地区で実施し、これまで合計 16 回、237 人の方々からご参加をいただきました。地区別の詳細についてはご覧のとおりとなります。

以上が資料の説明となります。大雨災害における被災された方々の不安は多岐にわたるものと考えておりますが、まず第 1 に必要なことが、被災された方の声をしっかり聞くことだと考えております。地域支え合いセンターの活動を通じ、被災された方お 1 人お 1 人の声をしっかり聞くことで、具体的な不安やニーズを把握し、それに基づいた支援策を講じていきたいと考えております。

次に、ハード面の進捗状況、つまり各種インフラの復旧工事の進捗状況についてご説明いたします。こちらは、復旧・復興方針の中の基本方針 2 及び基本方針 3 の内容に当たります。3 月末日現在の内容となっております。

道路につきましては 24 件中、工事完了が 2 件。工事発注済みが 18 件となっております。

橋梁については 4 件中、工事発注済みが 2 件となっております。

河川については 11 件中、工事発注済みが 10 件となっております。

残りの案件については、早期の工事発注に向け、庁内の事務手続き及び関係各所との調整を続けております。

その他にも、公営住宅、上下水道施設、農業集落排水処理施設がありますが、それらにつきましては、資料に記載のとおりであります。応急仮復旧は完了しておりますが、本復旧に向けての工事を発注済み、または近日中に発注予定のものが大半でございます。残りは橋の架け替えや河川の改修に合わせて施工する予定であります。

以上のとおり、いよいよハード面でも目に見える形で復旧工事が本格的に始まります。市としては、復旧・復興方針に基づき、これまでと同様に、被災地の方々の声を丁寧に聞き、関係機関と連携を図りながら、着実に復旧・復興を進めて参ります。報道機関の皆様からも積極的にこれらの情報をお伝えしていただきますと大変幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

■市長発表事項に関する質問

記者／いただいた資料で、教えていただきたいのですが、支え合いセンター訪問記録の中で、再建支援区分のところで、再建可能世帯というのは、どういう世帯のことを指してい

らっしゃるのかを教えてくださいたいのと、未判定が 193 世帯あるのですが、これはなぜ未判定なのかと、今後どのように進めていかれるのか、教えてくださいたいと思います。

市長／最初のところだけ私が説明して、そのあと部長から答えていただきます。再建可能世帯というのは今申しました 2 つの軸ですから、日常生活の支援も必要でない、それから住まいの再建も必要でないという分類ということだと思います。

健康福祉部長／193 世帯未判定ということですが、災害被災者支援のケース検討会というのを 2 月 26 日から実施しておりまして、今まで 5 回開催しております。その結果、判定をしたのが 63 件になりまして、トータルで世帯数が 256 件ありますので、今後、193 件のケースについて、全て検討会で判断をしていくということでございます。

最初に見守り区分でも重点的に支援がより必要な方から、ケース判定会議で検討しておりまして、今後、193 件全てをケース検討会で、支援の方向性を考えていきたいと考えております。

記者／ありがとうございます。最初の質問の、住まいの再建も日常生活の支援も必要ない世帯がこの再建可能世帯ということですが、もう家も直っている状態で、かつ、特に日常生活の不便がなくできている世帯だという理解でいいですか。

健康福祉部長／住まいにつきましては、住まいの目途が立った方、修繕が終わった方ですか、修繕が終わってご自宅に戻られたとか、制度を申請していて、進捗をされていて、目途が立った方です。日常生活については、平時の、例えば介護認定をして介護のほうにつながった方、そういった平時のサービスのほうにつながった方が、日常生活の支援と、住まいの支援が必要ない方となりますが、この方たちについても続けて見守りをしていくことにしております。

記者／見守り区分のところなのですが、重点訪問が 40 世帯ということですが、相談内容のところもリンクしてくるのかなとは思いますが、重点訪問が必要だという世帯は、具体的にどういうところに困ってらっしゃるのか、そのあたりを少し教えてくださいたいのが 1 点と、もう 1 点が、先ほどの質問にもちょっと関連するのですが、未訪問の世帯数が結構な数があって、私も支え合いセンターの方で取材させていただくと、なかなかご本人と会えないというようなところも多いとは伺っておりますけれども、そのあたりは、どういう形で接触を図っていくのか、未調査を減らしていくのか、進め方みたいなのがあれば教えてくださいたいです。

健康福祉部長／まず最初に重点訪問でこういった困りごとが多いのかということですが、住まいに関しては、最初にご本人たちも「まず大丈夫です」とおっしゃっていた世帯でも、訪問してみたら実は浸水したままの部屋があったり、床が傷んでいてまだそのままだったりして、被害を受けていない部屋で暮らしている方がおりまして、そういう方については「まだ使える制度があります」ということでご紹介をしたり、あとは、ご自身が高齢者の世帯で、なかなか見積もりを取ったりなどできない方だと「こういった事業所の業者のリストがあります」とか、そういったご自分ではなかなか決められない方、手続きできない方をご支援していくというケースがございます。

未調査につきましては、ご本人とは会えているのですが、その世帯の核となる方にお会いできていなくて、その状態が把握できていない方、そういった場合に、その核となる方、例えば、離れている娘さんなどに連絡を取ったり、会えない方については、自治会や認定の方などから情報をいただいて、できるだけ訪問して把握するように努めております。

■代表質問

1 酒田市いじめ重大事態再調査委員会の報告書について

- ① 酒田市いじめ防止基本方針で定められている「いじめ防止対策委員会」を本件中学校では設置していなかったと記載されている。なぜなのか、また市内の他の中学校ではどうなのか。
- ② 報告書では様々な提言がなされている。具体的に何をいつまでに取り組んでいくのか。

記者／代表質問ということで、酒田市いじめ重大事態再調査委員会の報告書について2点お聞きします。酒田市いじめ防止基本方針で定められている「いじめ防止対策委員会」を、本件中学校では設置していなかったと記載されている、なぜなのか、また、市内の他の中学校ではどうなのか。

2点目、報告書では、様々な提言がなされている。具体的に何をいつまでに取り組んでいくのか、以上2点よろしくお願いします。

市長／まず1つ目のご質問につきましては、教育次長の方から答えさせます。

2つ目の提言を受けての具体的な対策についてお答え申し上げます。3月7日に再調査委員会からの報告書の提出を受けまして、その日のうちに、教育委員会に対して、その報告書（公表版）を送付いたしました。そして、この報告書の内容を精査した上で、今後必要な措置を講じるようにと教育委員会にお願いをしたところであります。

現在教育委員会において、提言で指摘された事項を詳細に検証し、また今後の対応方針を検討している段階と聞いているところです。

市長としての対応ということで言えばまず、教育委員会の対応方針を受けてから、その対応を検討していきたいと考えているところであります。

それでは教育次長の方からお願いいたします。

教育次長／「いじめ防止対策委員会」を本件中学校では設置していなかったのはなぜか、また、市内の他の中学校ではどうなのかというご質問がありました。

「いじめ防止対策委員会」については、酒田市では「酒田市いじめ防止基本方針」において、「学校はいじめの様々な対応に対し、組織的に行うための中核となる常設の組織を置く」としています。

当時、これは令和2年度になりますが、本件中学校における設置状況については、調査や、本件中学校の「いじめ防止基本方針」には「いじめ防止対策委員会」が組織としてはうたわれておりました。

しかし、本件中学校では、校務所掌の一覧の中に「いじめ防止対策委員会」を明記して

おらず、案件が起きたときに必要と考えられる教育職員等で、情報共有や対応方針等を話し合うことはしていたものの、参加していた教職員の意識としては、「いじめ防止対策委員会」で対応しているという意識はなかったものと考えています。

市内の他の中学校の状況については、本件中学校のように、いじめ防止基本方針の中には記載があるものの、校務所掌の中に「いじめ防止対策委員会」を明記していない中学校が1校ありました。

教育委員会では、こちらの今回の再調査委員会の報告書以前に、酒田市いじめ問題委員会というところから、令和4年3月31日に調査報告書を受けております。令和4年7月の校長会において、「いじめ防止対策委員会」が機能するようになるよう、各校の「いじめ防止基本方針」の見直しについて指導しております。

本日配付しております「いじめを発見した時の対応の仕方」のリーフレットを作成し、改めて、いじめ防止対策委員会の対応の仕方について、令和5年度、6年度、4月の校長会で説明し、各学校に配付して、理解の共有、組織的な対応の徹底を図っております。

また参考までに、教育委員会で基本的に取り組んでおりました、再発防止策の資料も準備しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、具体的に何をいつまで取り組んでいくのかというご質問ですが、今回の再調査報告書の公表版では、改めて、組織的な対応や情報の蓄積など、再度見直すべき点の提言がなされております。また、自殺予防の視点からのご指摘もあり、いじめのみならず、子どもたちのSOSに対応する組織のあり方という視点からも見直しを図っていきたいと考えております。

先ほど述べたとおり、教育委員会では、酒田市いじめ問題対応委員会（令和4年3月31日）の調査報告書を受けて、配付資料のような取り組みを行ってきており、現在も取り組んでいるものは継続しつつ、見直すべき点を明らかにして参ります。その上で、教育委員会が所掌するいじめ防止対策のための組織、先ほどから言っております「酒田市いじめ問題対応委員会」での協議、また、学校での協議を重ねて、遅くとも7月までには、具体的な方策に取り組めるようにしたいと考えております。これは前回の令和4年3月に調査報告書が出されて、令和4年7月に校長会に再発防止策を伝えておりますことから、今回も同じぐらいの時間を頂戴したいというふうに考えております。

大変申し訳ありませんが、本日、現段階では、具体的な方針をお示しすることはできませんが、まとまった段階で、日を改めて別途教育委員会側から皆様へご説明させていただくべきと考えております。教育委員会による記者会見という形も想定しながら作業を進めて参りたいと思います。私からは以上です。

記者／最初に、今後の対応については教育委員会の対応が出てからというお話がありましたが、具体的なものについてはこれから、いろいろ精査していく形になると思うのですが、市長として、今回の事案を受けまして、報告書が出たことを受けまして、改めてどういった対応を大きくとっていかなくてはいけないとお考えでしょうか。

市長／私も当然全部、公表版の報告書を読みまして、提言も読みましたけれども提言を生

かしていく、特に、子どもがＳＯＳを発信していたのだけれども、対応ができなかったというご指摘でございましたので、その点、教育委員会、学校がするところはもちろん、今教育委員会で具体的に考えていただいておりますけれども、大人たちの対応、ＳＯＳを受けとめるということを、地域社会全体としてやっていく必要があるかなと感じました。

■フリー質問

1 パワーハラスメントについて

記者／他の自治体のことで大変恐縮なのですが、昨日今日と新聞紙上で、西川町で退職する方に誓約書を書かせていたという話が出ておりますが、まず、酒田市としては、そういったことをしているのかということと、市長、首長として、そういった対応をされているということに対して、どのようにお感じになっているかという所感を教えていただきたいと思います。

市長／酒田市では、そのような対応はしておりません。西川町のことに限らず、兵庫県知事の報道も以前からございましたから、とにかく、特に私ですね、組織の上に立つものはパワハラということがないように、そして私の下にいる、部課長も部下に対してそのようなことがないようにということは日頃から庁内でも話しているところであります。以上です。